

下関市監査委員公表第 1 号
令和 3 年（2021 年）1 月 7 日

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく出資団体監査及び同条第 5 項に基づく随時監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第 9 項の規定により公表する。

下関市監査委員	小	野	雅	弘
同	大	賀	一	慶
同	関	谷		博
同	亀	田		博

記

1 監査の対象

別紙「監査対象一覧表」のとおり

2 監査の期間

令和 2 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

3 監査の範囲

- (1) 出資団体の令和元年度における事業及び経理の執行状況
- (2) 所管課における出資団体への指導及び監督の状況

4 監査の方法

出資団体における出納その他の事務及び当該団体に関係する所管課の事務が、関係法令、財務関係規程等に基づき適正に執行されているかという観点から、主として令和元年度分について、次の着眼点により実施した。なお、監査に当たっては、提出された監査資料を審査したほか、関係書類を抽出等により調査するとともに、関係者から説明を聴取した。

- (1) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (2) 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- (3) 経営成績及び財政状態は良好か。

- (4) 収益率及び財務比率は良好か。
- (5) 会計経理及び財産管理は適切か。
- (6) 所管課は出資者としての権利行使を適切に行っているか。
- (7) 所管課は団体の経営成績及び財政状態を十分に把握し、団体に対して適切な指導監督を行っているか。

5 監査の結果

一般財団法人下関海洋少年団育成会、公益財団法人下関市水道サービス公社の事務及びその所管課の事務については、適正に処理されていた。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

一般社団法人下関海洋少年団育成会について	
出資団体（一般財団法人下関海洋少年団育成会）に関する事項	[指摘事項] 及び [意見] なし
所管課（教育委員会教育部生涯学習課）に関する事項	[指摘事項] 及び [意見] なし
公益財団法人下関市水道サービス公社について	
出資団体（公益財団法人下関市水道サービス公社）に関する事項	[指摘事項] 及び [意見] なし
所管課（上下水道局企画総務課）に関する事項	[指摘事項] 及び [意見] なし

以上

監査対象一覧表

出資団体監査

出資団体名	出資額 (千円)	出資割合 (%)	所管部局所課
一般財団法人 下関海洋少年団育成会	20,000	66.7	教育委員会教育部 生涯学習課
公益財団法人 下関市水道サービス公社	50,000	100.0	上下水道局 企画総務課